

四日市公害裁判は、1972年にコンビナート企業6社の共同不法行為等を認めた判決が地裁で確定し、公害認定患者9名からなる原告側が勝訴した。このときの判決は開発にともなう公害とそれによる健康被害の発生を認めたものであり、四日市市だけでなくその後の公害対策が全国的に大きく進む画期をなすものだったと評価される。

しかし四日市市は、その後も開発主義のもとで工業都市としての歩みを続ける道を選んだ。これにより、さらなる産業の集積と郊外住宅地の開発が進み、現在もなお県下最大の都市規模を誇る一方で、公害は“過去の出来事”として扱われることにもなった。そのため長期的視野に立ったとき、地域社会にどのような影響が残されてきたのかは必ずしも明らかにはなっていない。画期的判決から50年が経ち、現在の地域社会に公害の経験はどのように生かされてきたのか。われわれが四日市公害の経験から学ぶべきことは少なくない。このシンポジウムでは、地域社会を揺るがすような事態が、いかなる長期的インパクトをもたらすのかについて隣接分野を含めた多様な視点から考えたい。

東海社会学会 第16回大会シンポジウム

四日市公害から学ぶ

公害裁判判決から半世紀

2023年7月2日（日）14：00－17：00

金城学院大学 E1号棟 206教室

※名鉄瀬戸線「大森・金城学院前」下車 3分

<ビデオメッセージ>

宮本 憲一（大阪市立大学名誉教授／滋賀大学名誉教授）

<報告者>

神長 唯（都留文科大学）

「『四日市公害』とは何だったか」

伊藤 三男（四日市再生「公害市民塾」）

「四日市が『判決』から学んだもの」

谷本 智佳子（四日市市環境部・四日市公害と環境未来館）

「『四日市公害と環境未来館』開館8年目を迎えて」

<討論者>

富樫 幸一（岐阜大学名誉教授）

成 元哲（中京大学）

<司会>

三田泰雅（四日市大学）

事前申込不要

非会員・院生会員は

参加無料